

2013年度
民事訴訟法講義
1

関西大学法学部教授
栗田 隆

序 論

- 民事訴訟手続の位置付け
- 判決手続の概略

自力救済の禁止と権利実現制度

- 個人が自由に活動し、その成果を享有することができる社会が維持されるためには、所有権や契約上の権利を保護し、それを強制的に実現する道が用意されていなければならない。
- 国家は、自力救済を禁止し、権利を強制的に実現する制度を設営することにした。
- 国家は、裁判所を設け、この制度の運営に当たらせた。

民事訴訟制度

- 私人間の一定の法律関係をめぐる争いを国家が強制的に解決する制度は、民事訴訟制度と呼ばれ、その中核となるのは、判決手続である。
- 判決手続を規律する主たる法規
 1. 民事訴訟法（平成8年成立・平成10年1月1日施行）
 2. 民事訴訟規則

民事訴訟制度の目的

1. 法的利益の保護（権利の保護）
 2. 紛争の法に従った解決（紛争の解決）
 3. 法秩序の維持
 4. 公平な論争の場の提供
- この講義では、伝統的な考えに従って、訴訟制度の目的を「権利の保護」または「紛争の解決」と見ることにする。

設例

- ある大学の通信教育課程において、学生にレポートの提出が義務づけられていて、学生が提出したレポートは教員が一定期間に添削して返却すべきものとされていた。
- ところが、期限内に返却されないことが度重なったため、学生が事務室に抗議したところ、「先生からまだ返されていません」、「あんたがここでいくら言っても無駄さ」といった返答がなされた。
- 学生は、やむなく債務不履行を理由に損害賠償の訴えを提起した。

民事訴訟制度の目標（2条）

- 紛争の迅速で安価な解決
 1. 裁判の迅速化は、経済の発展と国民の生活の快適化のために必要である。
 2. 財産上の紛争については、争われている利益以上の費用がかかるのでは、紛争解決を求める意味は小さい。
- 紛争の適正で公平な解決 実体法により各人に認められた利益が紛争解決手続を通して奪われるのでは、勤勉に働く者が報われるべきであるとの社会原則が維持されない。

目標達成のための裁判所と当事者の義務

- 上記の二つの要請の実現に努力することは、裁判所の義務である（2条前段。迅速化法6条）。
- 当事者にもその実現に協力する義務がある。当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない（2条後段。迅速化法7条）。

当事者以外の者の訴訟協力義務

- 証言義務（190条）、文書提出義務（220条）、
検証物提出義務（232条2項）
- 著作権（複製権）の制限 当事者や裁判官は、
裁判手続のために必要な範囲で他人の著作物を
複製することができる（著作権法42条）。

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法）

- **目標** 第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させる。
（2条1項）
- **目標の達成方法**（2条2項）
 1. 裁判所における手続の整備
 2. 法曹人口の大幅な増加
 3. 裁判所及び検察庁の人的体制の充実
 4. 国民にとって利用しやすい弁護士体制の整備等
- **検証**（8条）

行為の連鎖としての訴訟手続と異議権（90条）

- **行為の連鎖** 当事者と裁判所の様々な行為が連なって訴訟手続を構成する。後の行為は、前の行為が有効であることを前提にする。
- **当事者の異議権** 当事者は、訴訟手続規定に反した訴訟行為に異議を述べて、是正を求めることができる。
- **異議権の喪失** 当事者が訴訟手続規定の違反を知り、又は知ることができた場合に、遅滞なく異議を述べないと、異議権を失う（90条本文。ただし書に注意）。

情報の交流（規則1条）

- 音声 口頭弁論
- 文字
 1. 書面 かなりの場合にファクシミリでもよい（規則3条、規則47条）
 2. 電磁的記録の提供（規則3条の2）
 3. 試行段階：ネットワーク経由での情報提供（132条の10）

権利既存の観念

- 民事訴訟においては、紛争の発生原因となっている当事者の過去の行為に民法など実体法が認めた法的効果は何かを判断するという形で紛争を解決することが原則である。
- この原則を強調していくと、権利は裁判以前に存在し、訴訟制度はそれを保護することを目的とし、裁判ではその存否を確認するにすぎないということになる（権利既存の観念）。
- 取引結果の予見可能性の強調につながる。

民事手続の4部門

1	紛争解決手続 （権利の確定手続）	民事訴訟法（ 判決手続 、起訴前の和解手続）、人事訴訟法、民事調停法、家事事件手続法（家事調停手続、別表第2事件の手続）、仲裁法
2	権利実現手続 （権利の事実的実現手続）	民事執行法、民事保全法
3	倒産処理手続	破産法、民事再生法、会社更生法
4	その他	非訟事件手続法、家事事件手続法（別表第1事件の手続）

民事訴訟法に直接規定されている手続

- 判決手続
- 判決手続外の手続
 1. 簡易な権利確認手続である督促手続（382条以下）
 2. 紛争の自主的解決手続である起訴前の和解手続（275条）

民事手続の基本法としての民事訴訟法

- 民事訴訟は、対立当事者の主張を公平に聴いて裁判所が中立の立場から裁判をするという構成をとっており、この構成は、他の民事手続全般に共通する。
- 各種の民事手続法において、「別段の定めがない場合には民事訴訟法を準用する」と定められている。例：
 1. 民事執行法20条、民事保全法7条
 2. 破産法13条、民事再生法18条、会社更生法16条

判決手続の概略

紛争の発生

交渉の挫折

訴訟手続

- 訴え (133条)
- 審理 (口頭弁論・対審)
 1. 弁論 (148条以下)
 2. 証拠調べ (179条以下)
- 判決 (243条以下)

訴えの提起

- 処分権主義 訴えなければ裁判なし（246条・261条・266条・267条）。
- 訴え提起の方式
 1. 原則 管轄裁判所（4条・5条）に訴状を提出する（133条）。
 2. 例外 簡裁では口頭起訴も許される。調書に記録する（271条・規則169条）。
- 裁判長による訴状審査（137条）
- 被告への送達（138条・98条以下）

審理

1. 審理の計画 (147条の3)
2. 争点整理手続 (164条以下)
3. 事実の主張 (87条) → 訴訟資料 (狭義)
4. 証拠調べ (179条以下) → 証拠資料
5. 口頭弁論の終結 (243条・153条)

基本原則

- 弁論主義
- 双方審尋主義
- 公開主義 (憲82条)

判 決

1. 判決書の作成 (253条)
2. 判決の言渡し (250条)
3. 送達 (255条)

基本原則

- 処分権主義一判決事項 (246条)
- 自由心証主義 (247条)
- 証明責任
- 直接主義 (249条)

判決の効力

- 形式的効力
 1. 判決の不可撤回性
 2. 形式的確定力 通常の不服申立て方法によつては取り消されることがないという効力
- 内容的効力
 1. 既判力 (114条)
 2. 執行力 (民執22条・25条)
 3. 形成力